

船舶事故調査報告書

令和3年12月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|--|
| 事故種類 | のり養殖施設損傷 |
| 発生日時 | 令和3年4月18日 14時30分ごろ |
| 発生場所 | 千葉県千葉港葛南区 浦安沖灯標から真方位058° 3.5海里付近 (概位 北緯35° 38.6′ 東経139° 57.3′) |
| 事故の概要 | プレジャーボート ^{サンタナ} Santanaは、航行中、のり養殖施設に進入し、同施設が損傷した。 |
| 事故調査の経過 | 令和3年6月1日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | プレジャーボート Santana、7.9トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 241-11065東京、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 本船 なし のり養殖施設 のり網のロープに破損 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 5、視界 良好 海象：うねり 波向南西、波高 約1～1.5m 本事故現場付近には、令和3年4月17日10時23分に強風波浪注意報が発表され、本事故時も継続中であった。 |
| 事故の経過 | 本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者6人を乗せ、船首方から波を受けながら南進中、プロペラがのり養殖施設（以下「本件施設」という。）のロープに絡まり、本件施設を損傷した。 本船は、船長が本船のVHF無線で遭難信号の通報を行うとともに、携帯電話で付近のマリーナに救助要請を行い、同通報により来援した海上保安官によってロープが切断された後、同救助要請を受けた小型船舶によって付近のマリーナまでえい航された。 船長は、本件施設の場所を知っていたものの、本事故当時、船首方から受けるうねりに意識を向けて航行していたので、風とうねりによって東方の本件施設に圧流されていることに気付かなかった。 |
| 分析 | 本船は、強風波浪注意報が発表されている状況下、南進中、船長が、船首付近に受ける波に意識を向けて航行していたことから、風とうねりによって東方の本件施設方に圧流されていることに気付かず、プロペラが本件施設のロープに絡まり、本件施設を損傷したものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、強風波浪注意報が発表されている状況下、本船が南進中、船長が、船首付近に受ける波に意識を向けて航行していたため、 |

| | |
|--------------|---|
| | <p>風とうねりによって東方の本件施設方に圧流されていることに気付かず、プロペラが本件施設のロープに絡まったことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、風と波の影響を適確に把握した上、養殖施設から十分に距離を離して航行すること。・ 船長は、出航前に気象情報等を適切に入手して把握し、気象注意報等の発表、天候の変化等を考慮し、出航の取りやめ又は早めの帰航に心掛けること。 |